

# 第7章 保存管理の方向性と方法

## 第1節 保存管理の方向性

特別史跡の本質的価値を明らかにし、未来に確実に継承するため、以下の4つの方向性を定める。

### 1 調査研究の推進と保存

特別史跡の歴史的・学術的価値をより詳細に解明するため、計画的な発掘調査を継続して実施する。多賀城跡の南面をはじめ指定地周辺の埋蔵文化財包蔵地について、古代都市としての全体像を総合的に明らかにしていくこととし、これらの成果に基づき、将来にわたる確実な保存と効果的な活用の指針を得るものとする。

### 2 地区区分と現状変更の取扱基準

特別史跡の本質的価値を確実に保存しつつ、指定地内住民の日常生活との調和を図るため、土地の歴史的特性や現状に応じた「地区区分」および「現状変更の取扱基準」を定める。地区区分については公有化の推移、史跡内の整備の進捗状況や調査の進展状況に応じて適宜定義及び範囲を見直す。

現状変更については、第3次保存管理計画から約15年が経過し、指定地内住民への理解が一定程度図られていることから、基準を継承しつつ、表現に疑義が生じやすい内容等は一部変更する。指定地内住民の日常生活の向上を図り、地域の営みと一体となる特別史跡の保存管理、整備、活用を推進するため、指定地内の地区区分及び現状変更の取扱基準を明確に定める。

また、特別史跡指定地周辺において実施または計画される開発等については、特別史跡の景観に十分配慮したものとなるよう、調整を図っていく。

### 3 土地公有化

史跡の保存を目的に、発掘調査の進展や整備計画に合わせて必要となる土地については、地区区分及び現状変更の取扱基準に基づき、指定地内住民との協議を踏まえ、土地の公有化を継続し、史跡の保存に努める。

### 4 自然環境・歴史的重層性の適切な管理

特別史跡の自然環境(地形及び植生)を適切に管理し、歴史的景観の保全に努める。多賀城跡の特質である、起伏に富んだ自然地形と一体となった歴史的景観を維持するとともに、歴史的重層性を示す各要素についても、それぞれの価値に応じた保存管理を推進する。

あわせて、近年多発する自然災害への対策にも注意を払い、史跡の保護と地域住民の生活安全の

両立を図る。また、周辺の景観計画等との連携により、史跡を包摂する社会的景観の維持・向上についても検討を進める。

## 5 地域の営みと一体となる活用

特別史跡の保存管理を推進し、次世代へその本質的価値を継承するため、地域の営みと一体となる特別史跡の活用を図る。特に、多賀城跡では、多賀城創建1300年を記念した事業を展開する中で、地域住民が特別史跡を地域資源として主体的に活用する機運が高まっていることから、地域の営みと一体となる特別史跡の活用を促進する。

## 6 維持管理

特別史跡多賀城附寺跡の価値を構成する要素の特性に応じた維持管理方法を検討する。

# 第2節 保存・管理の方法

## 1 調査研究の推進と保存

指定地のうち、多賀城跡については約9割が未調査であることから、中期的な年次計画を定め優先度の高い地区から計画的に調査を進めていく。また、調査により確認された遺構については、立地する環境を含め適切な現地保存を図る。

多賀城の外側に広がる古代都市及び特別史跡周縁の古代遺跡については、特別史跡の本質的価値を補完するための重要な地区である。このため、これらの地区における開発行為等による土木工事に際しては、発掘調査を適切に行い、確実な記録保存に努める。

## 2 地区区分と現状変更の取扱い基準の明確化

### (1) 地区区分

特別史跡多賀城跡附寺跡の地区区分については、第3次保存管理計画で定めた区分を継承し、本質的価値を構成する要素を適切に保存管理し、未来に確実に継承するための区分設定を行う。第3次保存管理計画からの主な変更点は次のとおりである。

#### 【主な変更点】

- ・AⅠ・Ⅱ(ローマ数字)遺構等保存活用地区をA1・2(算用数字)遺構等保存活用地区に名称変更
- ・発掘調査の成果から、A2遺構等保存活用地区としていた多賀城外郭北辺(築地塀)及び外郭西辺(材木塀)をA1遺構保存活用地区に区分変更
- ・確実な保存と積極的な活用を図るため、C湿地環境保全地区をC1・C2湿地環境保全地

## 区に細分

・発掘調査の成果から、S重点遺構保存活用地区としていた政庁南面地区南西部(鴻の池地区)を、C1湿地環境保全地区に区分変更

各地区の定義は次のとおりとする。

### ア S重点遺構保存活用地区

・主に政庁-南門間にかけて特に重要な遺構が存在する地区で、適切な保存と、積極的な活用が求められる地区

### イ A遺構等保存活用地区

・主に丘陵平坦部で、遺構・遺物の遺存が明確な地区。  
・当時の丘陵平坦部の微地形を含む地下遺構等の保存を前提として、発掘調査等の成果に基づき、多賀城を構成した建物跡等、遺跡構成要素を明確に表現するなどの活用を図る。

#### (ア) A1遺構等保存活用地区

・既に公有化事業や環境整備事業が進んでいる東部地区及び外郭北辺築地・西辺材木塀とその周辺地区  
・S重点遺構保存活用地区に続いて公有化・整備活用を図る。

#### (イ) A2遺構等保存活用地区

・多賀城跡の市川集落を含む西部地区。多賀城廃寺跡の既整備地区他及び館前遺跡の北側丘陵平坦部。山王遺跡千刈田地区、柏木遺跡の全域。  
・遺跡構成要素の保存とともに地域の営みと一体となる活用を図る。

### ウ B緑地環境保全地区

・主に丘陵斜面部で、遺跡の立地する低丘陵地形を明瞭に示す地区。  
・当時から遺る立地環境として低丘陵地形の保全を図るとともに、既存の緑地についても特別史跡の歴史的景観を形成する構成要素の一つとして修景と活用を進める。

### エ C湿地環境保全地区

・主に丘陵周辺の湿地域で、遺跡の立地する環境を明瞭に示す地区。  
・当時から遺る自然環境として湿地域を保全することにより、木質系遺構・遺物の包含層として保存するとともに、特別史跡の歴史的景観を形成する遺跡構成要素として活用を図る。

なお、多賀城跡では、南門地区や政庁南面地区の整備が進展したことにより、隣接する本地区の地域資源・文化観光資源としての価値が高まっている。C地区の中でも、従来の湿地環境を適切に維持するとともに、環境への影響を最小限にし、史跡の価値向上に資する整備活用を実施する地区

としてC1地区を設定し、それ以外の地区をC2地区として細分する。

(7) C1湿地環境保全地区

- ・既に環境整備事業が進んでいる南辺東地区の中央及び南部
- ・S重点遺構保存活用地区の理解促進を図るため、今後積極的に整備を図る南辺西地区の低地部及び政庁南面地区南西部(鴻の池地区)。

(1) C2湿地環境保全地区

- ・西辺地区及び南辺東・西地区の北部
- ・遺跡構成要素の保存活用とともに地域住民との共存・共営を図る。

(2) 現状変更の取扱い基準

安全施設及び便益施設の現状変更について現状変更の基準を明確化する。各地区における現状変更は、特別史跡の本質的価値の保存を最優先とする。ただし、指定地内住民の日常生活の向上に直結する、住宅のリフォームや公共インフラの更新など、必要不可欠な生活環境の改善については、遺構に影響を与えない範囲において認めることを基本とする。

地区区分の定義及び現状変更の取扱い基準については、図48、表23～26のとおりである。

## 現状変更等の許可に関する取扱い基準の細則

詳細については以下に定める「現状変更等の許可に関する取扱い基準の細則」に基づくが、細則にない付帯条件については必要に応じて多賀城跡連絡協議会を開催し、審議する。

【共通】

(7) 遺跡構成要素の保存を大前提とする。

(1) 現状変更に伴い遺跡構成要素の保存に支障が生じることが想定される場合は、必要に応じて事前に発掘調査を実施し、許可の是非及び可能な対策等について協議する。

(ウ) 土地の造成については盛土を基本とする。

(エ) 盛土を行う場合は地形形状の変更が最小限となるよう留意し、将来的に現状に復することを前提とした処置を行う。

(オ) 遺跡構成要素で既に削平や改変を受けている箇所については、機会をみて逐次修復を行う。

【宅地】

(7) 住宅の再建築について認める場合は、生活環境の改善等を目的として、既存住宅の除去後に同一敷地内であらたに建築する場合に限る。

(1) 住宅、付属舎、工作物については、2階以下とし、意匠、構造等についても特別史跡としての景観

形成にふさわしいものとする。例えば、建築物及び塀は意匠的には和風、構造的には木造が望ましい。

(ウ) 生活文化構成要素の主要素として特別史跡の良好な景観形成に大きな役割を有することから、個々の宅地に係る対応のみでなく旧市川集落として、全体的な歴史的風致の維持向上にも配慮する。

#### 【農地・山林】

(ア) ビニールハウス等の現代的な農業施設については、歴史的風致を阻害する要因となるため、特に来跡者の見学ルートから見える範囲においては認めない。

(イ) 深度を必要とする耕作については、遺跡構成要素保存の観点から原則として認めない。

#### 【宗教施設】

(ア) 新たな墓の設置は原則として認めない。但し遺跡構成要素の保存に影響を及ぼさない範囲で認める場合がある。また、既存墓石等の改変に際しては、遺跡構成要素の保存を前提とする。

(イ) 既存の神社については、遺跡構成要素の保存に支障をきたさない範囲で認める場合がある。その場合は意匠、構造等に関しても一般文化財としての価値を向上させるよう

(ウ) 年中行事等に係る仮設物については、遺跡構成要素の保存に支障をきたさない範囲で認める。

#### 【公共公益施設】

(ア) 地上構造物(電柱、道路 他)の設置については、必要最小限とし、来跡者の見学動線が通る地区については極力、景観を阻害しないように配慮する。

(イ) 地下構造物(上水管、下水管 他)の埋設については事前の発掘調査を行い、遺跡構成要素の保存に支障のないように埋設路線、埋設深度等について十分な確認を行う。

(ウ) 住民の移転等にもない不要となった施設については、機会があれば逐次撤去する。

#### 【一般文化財・保存樹木】

(ア) 一般文化財の顕彰や保存を目的とした施設については、遺跡構成要素の保存に支障の生じない範囲で認める。

(イ) 保存樹木の顕彰を目的とした説明板等については、遺跡構成要素の保存に支障の生じない範囲で認める。

#### 【地形の変更】

(ア) 特別史跡の保存活用を目的に行う造成や地形復元については、遺跡構成要素の保存に支障の生じない範囲で認める。

(イ) 災害復旧に関するもの

(ウ) 住民の生活改善に必要不可欠な造成については、遺跡構成要素の保存に支障の生じない範囲で認める。

(エ) 住民や来訪者の安全確保を目的に行う造成等については、遺跡構成要素の保存に支障の生じない範囲で認める。

#### 【発掘調査】

特別史跡の保護・継承を目的とした年次計画に基づく計画的調査及び現状変更にともなう事前調査については認める。

#### 【整備活用】

特別史跡の活用に係る環境整備及び管理運営については、遺跡構成要素の保存に支障が生じない範囲で認める。また、活用を目的とするイベントの実施に伴う仮設物設置については、遺跡構成要素の保存に支障が生じない範囲で認める。

#### (注)用語の定義

本計画における建築に係る用語の定義については、以下のとおりである。

**再建築**:既存の建築物がある敷地内で建築物の全てを除去し、同一敷地内に新たに建築物を建築すること。

**増築**:既存の建築物がある敷地内に、同一の建築物の既存部分に床面積を増加させる場合又は棟続きで建築物を建築すること。

**改築**:既存建築物の一部を除去し、同一場所に引き続いて、これと用途、規模及び構造が著しく異なる建築物を建築すること。

**移転**:同一敷地内において、既存建築物を移動(ひき家)すること。

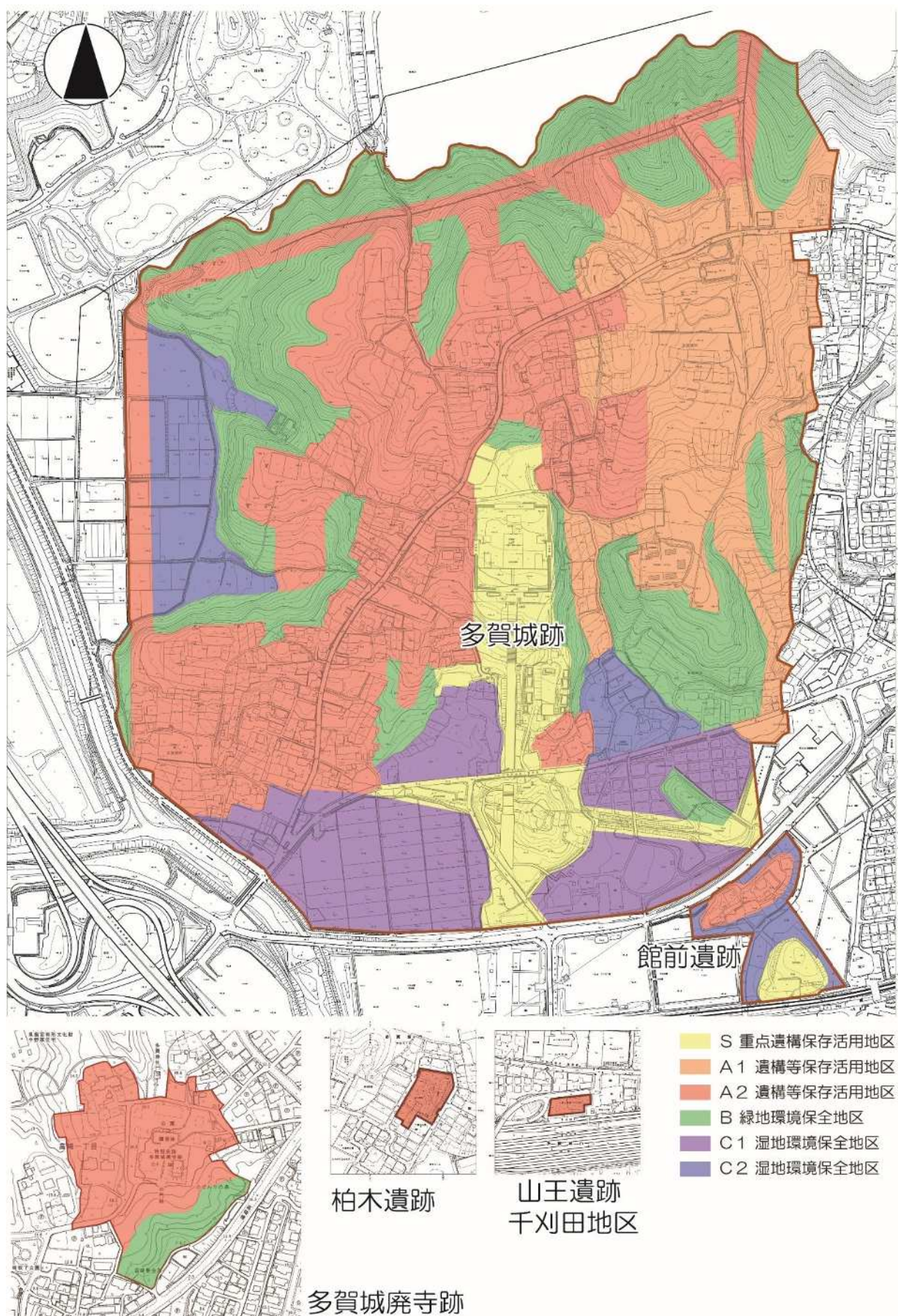


图 48 地区区分

表 23 地区区分定義と方向性

項目	地区区分		遺跡構成要素		備考	
			多賀城に直接関連する構成要素			
遺跡			多賀城に係る遺構・遺物、立地環境、自然環境 他			
多賀城跡	S 重点遺構保存活用地区		① 主に政庁-南門間にかけて特に重要な遺構が存在する地区で、適切な保存と積極的活用が求められる地区		長年の発掘調査成果に基づき、多賀城跡の遺跡構成要素である重要な遺構・遺物が遺存することが確認または想定される低丘陵上の平坦地（傾斜度がおよそ7%以内）及び外郭区画施設跡遺存地。  多賀城の立地環境を示す低丘陵地形を形成する傾斜地（傾斜度がおよそ7%以上）現在は殆どの土地が既存の林地として多賀城跡の景観要素の一つになっている。 傾斜地の保全に加え、植生は不明であるが多賀城当時も林地であったことが想定されることから、既存林地も含め、遺跡構成要素として位置づける。  低丘陵地形の裾部に広がる低湿地域で、多賀城の立地環境を示すとともに、低湿地特有の構造を有する遺構や木質系の遺構遺物が遺存する包含層が存在する地区。 近年まで水田により湿地環境が管理されてきたが、農地転用が進んでおり、遺跡構成要素の保存のため、地下水位の保持対策等が必要不可欠となっている。	
	A 遺構等保存活用地区	A1 遺構等保存活用地区	① 主に丘陵平坦部で、遺構・遺物の遺存が明確な地区。 ② 当時の丘陵平坦部の微地形を含む地下遺構等の保存を前提として、発掘調査等の成果に基づき、多賀城を構成した建物跡等、遺跡構成要素を明確に表現するなどの活用を図る。	① 既に公有化事業、環境整備事業が進んでいる東部地区。 ② 計画的な公有化・整備活用を図る。  ① 市川集落を含む西部地区。 ② 遺跡構成要素の保存活用とともに地域住民との共存・共営を図る。		
		A2 遺構等保存活用地区				
	B 緑地環境保全地区		① 主に丘陵斜面部で、遺跡の立地する低丘陵地形を明瞭に示す地区。 ② 当時から遺る立地環境として低丘陵地形の保全を図るとともに、既存の緑地についても特別史跡の歴史的景観を形成する構成要素の一つとして修景と活用を進める。			
	C 湿地環境保全地区	C1 湿地環境保全地区	①主に丘陵周辺の湿地域で、遺跡の立地する環境を明瞭に示す地区。 ②当時から遺る自然環境として湿地域を保全することにより、木質系遺構・遺物の包含層として保存するとともに、特別史跡の歴史的景観を形成する遺跡構成要素として活用を図る。	① 既に環境整備事業が進んでいる南辺東地区の中央及び南部 ② S重点遺構保存活用地区の理解促進を図るため、今後積極的に整備を図る南辺西地区の低地部及び政庁南面地区南西部(鴻の池地区)。  ① 西辺地区及び南辺東・西地区の北部 ② 遺跡構成要素の保存活用とともに地域住民との共存・共営を図る。		
		C2 湿地環境保全地区				
廃寺跡	A A2 遺構等保存活用地区	多賀城跡Aに同じ		同A2に同じ	遺跡構成要素である附属寺院の加蓋建物跡を見学・体感できる貴重な歴史的空間。	
	B 緑地環境保全地区		多賀城跡Bに同じ			
館前遺跡	S 重点遺構保存活用地区		多賀城跡Sに同じ		S重点遺構保存活用地区と東北歴史博物館・JR国府多賀城駅を連絡する中継点としての役割が想定される城外の遺跡。	
	A A2 遺構等保存活用地区	多賀城跡Aに同じ		同A2に同じ		
	C C2 湿地環境保全地区	多賀城跡Cに同じ		同C2に同じ		
山王遺跡	A A2 遺構等保存活用地区	多賀城跡Aに同じ		同A2に同じ	第2次保存管理計画策定後の平成5(1993)年に追加指定されている。	
柏木遺跡	A A2 遺構等保存活用地区	多賀城跡Aに同じ		同A2に同じ	第2次保存管理計画策定後の平成5(1993)年に追加指定されている。	

表 24 構成要素と現状変更の方針

	大区分	小区分	構成要素		現状変更等の方針	現状変更の共通事項	
特別史跡指定地内	Ⅰ 本質的価値を構成する要素	変化することなく次世代に継承するもの（不変的）	自然	地形	文化財保護法第125条及び本計画の現状変更取扱基準に基づき対応	古代多賀城に関わる自然地形及び遺構・遺物については、保存目的の発掘調査の手法により把握を行い、適切に保存する。	
			遺構遺物	古代の遺構・遺物			
			歴史遺産	古代の石造物			
	Ⅱ 歴史的重層性を示す要素	地域の歴史遺産として次世代に継承（変化する場合あり）	遺構遺物			縄文時代の遺構・遺物	古代多賀城に前後する時代の遺構・遺物については、保存を前提として、調査地点と検出状況に応じ記録保存の調査を行う。
						古墳時代の遺構・遺物	
						中世の遺構・遺物	
			歴史遺産	中世の石造物等			
			遺構遺物	近世の遺構・遺物			
			歴史遺産	近世の石造物・建造物等 近代の石造物・建造物等			
	Ⅲ 社会的価値を構成する要素	時代と共に変化するもの（可変的）	復元施設	復元整備施設		現在の生活文化を構成している要素である。地区住民の生活する宅地や生活基盤となる農地山林、復元整備施設等であり、今後、時代と共に変化していく可変的なものである。	
			保存活用施設	案内板・説明版			
				園路及び管理用通路			
便益施設							
生垣・植栽							
ガイダンス・管理施設							
現代的な要素			生活要素				
			公共公益施設				
特別史跡指定地周辺の文化財	Ⅳ 特別史跡の本質的価値を補完する要素	地域の歴史遺産として次世代に継承	遺構遺物	古代のまち並みに関連する遺構・遺物	文化財保護法第93・94条に基づき対応		
			名勝	名勝ほか歌枕の地	文化財保護法第125条及び『おくのほそ道の風景地(壺碑(つぼの石ぶみ)・興井・末の松山)保存活用計画』に基づき対応		
	Ⅴ 社会的価値を構成する要素	時代と共に変化するもの	現代的な要素	公共公益施設			

表 25・26 現状変更取扱基準一覧(見開き①)

項目	地区区分		生活文化構成要素				
			多賀城廃絶後に形成された構成要素				
			宅地 (建築物・工作物等)	農地 山林	宗教施設	公共公益施設	
構成要素		I・III	I・III	III	III		
多賀城跡	S 重点遺構保存活用地区		認めない。	認めない。 ビニールハウス等の工作物設置についても認めない。	(なし)		
	A 遺構等保存活用地区	A1 遺構等保存活用地区	認めない。	原則として認めない。 但し、農産物の耕作に関わる必要不可欠な現状変更については、遺構等の保存要件、歴史的景観への配慮を前提として認める場合がある。	原則として認めない。 但し、遺構の保存要件、歴史的景観に影響を及ぼさない範囲で認める場合がある。	原則として認めない。 但し、住民の生活環境の改善に関わる必要不可欠なもの及び特別史跡の整備活用に必要不可欠なものに係る現状変更については、遺構の保存要件、歴史的景観への配慮を前提とし認める場合がある。	
		A2 遺構等保存活用地区	原則として認めない。 但し、遺跡構成要素の保存要件及び歴史的景観への配慮を前提とし、住民の生活環境改善に必要不可欠な現状変更については、以下のとおりとする。 ※住宅の再建築認める場合がある。 但し、現建築面積の120%以内 ※住宅の増築認める場合がある。 但し、現建築面積の120%以内 ※住宅の改築認める場合がある。 ※付属舎・工作物住宅に同じ。 この場合は建築物、工作物とも2階以下とし、意匠、構造等についても特別史跡の景観形成にふさわしいものとする。	原則として認めない。 但し、低丘陵地形の保全を前提とした現状改善や既存林の修景に資するものについては認める場合がある。	(なし)		
	B 緑地環境保全地区		原則として認めない。 但し、遺跡構成要素の保存要件及び歴史的景観への配慮を前提とし、住民の生活環境改善に必要不可欠な現状変更については、以下のとおりとする。 ※住宅の再建築認める場合がある。 但し、現建築面積の120%以内 ※住宅の増築認める場合がある。 但し、現建築面積の120%以内 ※住宅の改築認める場合がある。 ※付属舎・工作物住宅に同じ。 この場合は建築物、工作物とも2階以下とし、意匠、構造等についても特別史跡の景観形成にふさわしいものとする。	原則として認めない。 但し、低丘陵地形の保全を前提とした現状改善や既存林の修景に資するものについては認める場合がある。	(なし)		
	C 湿地環境保全地区	C1 湿地環境保全地区	原則として認めない。 但し、遺跡構成要素の保存要件及び歴史的景観への配慮を前提とし、住民の生活環境改善に必要不可欠な現状変更については、以下のとおりとする。 ※住宅の再建築認める場合がある。 但し、現建築面積の120%以内 ※住宅の増築認める場合がある。 但し、現建築面積の120%以内 ※住宅の改築認める場合がある。 ※付属舎・工作物住宅に同じ。 この場合は建築物、工作物とも2階以下とし、意匠、構造等についても特別史跡の景観形成にふさわしいものとする。	原則として認めない。 但し、低丘陵地形の保全を前提とした現状改善や既存林の修景に資するものについては認める場合がある。	原則として認めない。 但し、遺構の保存要件、歴史的景観に影響を及ぼさない範囲で認める場合がある。		
		C2 湿地環境保全地区	原則として認めない。 但し、遺跡構成要素の保存要件及び歴史的景観への配慮を前提とし、住民の生活環境改善に必要不可欠な現状変更については、以下のとおりとする。 ※住宅の再建築認める場合がある。 但し、現建築面積の120%以内 ※住宅の増築認める場合がある。 但し、現建築面積の120%以内 ※住宅の改築認める場合がある。 ※付属舎・工作物住宅に同じ。 この場合は建築物、工作物とも2階以下とし、意匠、構造等についても特別史跡の景観形成にふさわしいものとする。	原則として認めない。 但し、低丘陵地形の保全を前提とした現状改善や既存林の修景に資するものについては認める場合がある。	原則として認めない。 但し、遺構の保存要件、歴史的景観に影響を及ぼさない範囲で認める場合がある。		
廃寺跡	A A2 遺構等保存活用地区	多賀城跡A2に同じ	多賀城跡A2に同じ	(なし)	多賀城跡に同じ		
	B 緑地環境保全地区	多賀城跡Bに同じ	多賀城跡Bに同じ	(なし)	多賀城跡に同じ		
館前遺跡	S 重点遺構保存活用地区		多賀城跡Sに同じ	多賀城跡Sに同じ	(なし)	多賀城跡に同じ	
	A A2 遺構等保存活用地区	多賀城跡A2に同じ	多賀城跡A2に同じ				
	C C2 湿地環境保全地区	多賀城跡Cに同じ	多賀城跡C2に同じ				
山王遺跡	A A2 遺構等保存活用地区	(なし)	(なし)	(なし)	多賀城跡に同じ		
柏木遺跡	A A2 遺構等保存活用地区	(なし)	(なし)	(なし)	多賀城跡に同じ		

表25・26 現状変更取扱基準一覧(見開き②)

生活文化構成要素				
多賀城廃絶後に形成された構成要素				
一般文化財 保存樹木	地形の変更	安全施設	便益施設	発掘調査 整備活用
Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ・Ⅲ	Ⅰ・Ⅲ	Ⅰ・Ⅲ
原則として認めない。 但し、 保存や活用に資するための修理改修、環境整備については認める場合がある。	原則として認めない。 但し、 遺構の保存要件、 歴史的景観への配慮を前提として、 以下の場合には認める場合がある  ・特別史跡の適切な保存活用を目的に行う造成や地形復元等 ・災害復旧に関するもの ・指定地内住民の生活改善に必要な造成等 ・指定地内住民や来訪者の安全確保を目的に行う造成等	保存や活用を前提とした必要最小限の整備については認める場合がある。	原則として認めない。 但し、活用に資するための最小限の整備で、周辺景観に配慮するものについては認める場合がある。	原則として認めない。 但し、 特別史跡の保護・ 継承に係る発掘調査・ 整備活用については認める。
多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ
多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ
多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ
多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ

### 3 土地公有化

#### (1) 公有化の目的

史跡の保存を目的に、発掘調査の進展や整備計画に合わせて必要となる土地については、地区区分及び現状変更の取扱基準に基づき、指定地内住民との丁寧な協議を重ね、土地の公有化を図り、史跡の保存に努める。

#### (2) 公有化地の保存・保全管理

公有化した土地については、整備着手までの間、遺構を保護するとともに、空地化による景観の悪化や火災・不法投棄等を防ぐため、適切な管理を実施する。

- ①植生管理：景観維持を目的とする管理と、現状維持を目的とする管理を行う。
- ②安全管理：囲柵や標識等の設置を必要に応じて行い、不法侵入の防止や通行の安全を確保する。
- ③地域との連携：日常的な見守り等について地域住民との連携により、公有化地が地域の生活環境を阻害しないよう配慮する。

### 4 自然環境・歴史的重層性の適切な管理

#### (1) 植生および地形の管理

植樹林や樹齢により衰弱・枯死した樹木については、史跡の景観保全および災害時の生活環境への影響が懸念されるため、定期的な調査を実施する。その結果に基づき、伐採、間伐、剪定等の適切な処置を講じる。また、史跡の本質的価値を構成する自然地形についても、植生管理を通じてその形状の維持に努め、良好な状態での保存を図る。

#### (2) 歴史的重層性への配慮

史跡内に存在する、各時代の歴史的重層性を示す遺構や要素については、それぞれの時代背景や価値を尊重し、調和のとれた保存管理方法を検討・実施する。

#### (3) 自然災害対策と安全確保

近年激甚化する自然災害に備え、斜面の崩落等の危険箇所を的確に把握し、継続的な経過観察を行う。必要に応じて被害を未然に防ぐための予防的措置を講じ、見学者および周辺住民の安全確保を図る。

#### (4) 社会的景観への対応と地域連携

史跡地の外周部や周辺環境を含む社会的景観については、市の景観計画や歴史的風致維持向上計画(歴まち計画)等との整合を図りつつ、関係部局と連携してその質的な維持・向上に努める。

館前遺跡近傍地で都市計画道路多賀城跡仙台港線の整備計画が進められている。この都市計画道路は、東日本大震災以後、避難道路として位置付けられているが、仙台港を起点とする観光船利用者を特別史跡へ誘客するうえでも効果的に機能することから、隣接する特別史跡の環境への影響を配慮した整備となるよう働きかけていく。

なお、日常的な保全管理にあたっては、地域住民の理解と協力を仰ぎ、地域全体で史跡を支える体制を構築していく。

## 5 地域の営みと一体となる活用

地域住民が特別史跡を地域資源として主体的に活用する機運が高まっている中、これを一過性のものとし、持続性のあるものとするのが重要である。地域住民が、指定地内で行われる様々なイベントに参画し、それが持続的且つ発展的に循環し、将来的に地域住民等が主体となり活用されるよう、協議・協力する体制を整える。このような活用が持続させ、地域住民が地域資源として史跡を未来に継承する意識を持ち続けられるよう、地域の営みとして安心して活用できる環境整備を進めていく。

## 第8章 活用の方向性と方法

### 第1節 活用の方向性

特別史跡多賀城跡附寺跡を未来へ確実に継承するためには、本質的価値の理解促進を図り、地域資源・文化観光資源としての魅力を高める必要がある。本計画では、史跡の価値や魅力が着実に高まり、未来への継承がより確かなものとなるよう、(1)保存・管理、(2)多様な活用、(3)地域魅力としての受容、(4)来訪者増加と地域経済の活性化、(5)保存と活用への再投資の5つのプロセスが持続的かつ発展的な循環として機能することを目指すこととしている(第6章 第2節「基本目標」)。特別史跡の活用では、第7章で示した特別史跡の保存管理に十分留意しつつ、積極的な活用に取り組んでいく。

#### 1 学術的な研究対象としての活用

特別史跡の本質的価値を明らかにするために行われる調査・研究活動に対して、積極的に推進する。

#### 2 学びの場としての活用

特別史跡の本質的価値を広く伝えるため、史跡整備を行った各施設や多賀城跡ガイダンス施設を学びの場として積極的に提供し、活用の推進を図る。また、多賀城跡に隣接する東北歴史博物館や本市埋蔵文化財調査センターが主催する企画展などの展示会や各種事業と連携し、学校教育・社会教育・生涯学習における利用を促進する。

#### 3 文化観光資源としての活用

多賀城跡は、本市のみならず我が国を代表する歴史資源である。その歴史的価値を国内外に発信し、本質的価値の認知度向上につなげるための多彩な視点による地域資源・文化観光資源としての活用を積極的に推進する。

#### 4 地域資源

特別史跡の保存管理を推進し、次世代へその本質的価値を継承するため、地域の営みと一体となる特別史跡の活用を図る。特に、多賀城跡では、地域住民が特別史跡を地域資源として主体的に活用する機運が高まっていることから、地域の営みと一体となる特別史跡の活用を促進する。

#### 5 活用を支える情報公開

長年の発掘調査成果に基づき南門等の復元整備等が完了し、古代の空間構成を視覚的に提示する環境が整いつつある。今後、調査研究の状況に応じた積極的な情報公開を図る。

## 第2節 活用の方法

### 1 学術的な研究対象としての活用

現在の社会情勢の中、本質的価値を明らかにするために行われる調査・研究活動を継承するためには、次世代を担う人材育成・人材発掘にも注力していく必要がある。調査によって得られた新知見は逐次整理・集約し、保存管理計画の適正な見直しや、整備・展示内容への迅速な反映を図る。あわせて、学術報告書の刊行、シンポジウム等を通じて、広く社会に成果を公表する。

### 2 学びの場としての活用

#### (1) 整備地区及びガイダンス施設等の活用

特別史跡では、発見された遺構の復元や平面表示などを通じて、本質的価値が多くの人に伝わるような活用が必要である。

多賀城跡では、特に多賀城跡ガイダンス施設から多賀城南門を経て政庁に至る範囲は、S地区に位置づけられており、今後も本質的価値を多様な視点から理解するために実施される様々な事業を積極的に受け入れていくものとする。

多賀城碑国宝指定等の影響で多賀城跡が注目されている相乗効果を活かし、それぞれの史跡に関する積極的な情報発信の強化と、本質的価値の理解に繋がる学習プログラムの検討・導入、来訪者の動線に応じた活用機会の創出を積極的に行っていくものとする。

#### (2) 普及啓発活動

特別史跡の調査・研究成果の公開は、その本質的価値を伝える貴重な機会である。宮城県多賀城跡調査研究所の計画的な発掘調査により、多賀城跡の実態が徐々に明らかにされており、今後も現地見学会や調査報告会などを通じて、継続的に一般公開を実施する。

本市埋蔵文化財調査センターでは、多賀城跡の外側に広がるまち並みをはじめ、特別史跡周辺に所在する遺跡の発掘調査を実施している。これらの遺跡は、特別史跡の本質的価値を補完するものであり、その成果を、現地見学会や報告会、各種企画展示等を通じて、市民等に広く公開・発信していく。

東北歴史博物館においては、多賀城跡や多賀城廃寺跡、館前遺跡に近接していることから、周辺環境を活用した普及啓発を行う。また、学芸員の案内による史跡の見学会「多賀城巡り」を継続し、本質的価値を体感できる機会を提供する。

#### (3) 学校教育・社会教育・生涯学習の場としての活用

学校教育・社会教育・生涯学習の場としての活用は、特別史跡の本質的価値を伝える重要な機会である。

学校教育においては、児童が郷土の歴史を積極的に学ぶ授業を展開してきたが、今後も児童への

特別史跡の理解促進とシビックプライドの醸成を図っていく。加えて、令和7年(2025年)4月の多賀城南門およびガイダンス施設の一般公開を機に、整備された史跡を活用した学習機会を全児童に提供できるよう、市内小・中学校との連携を強化していく。

なお、社会教育・生涯学習の一環としての市民を対象とした「出前講座」も積極的に受け入れ、特別史跡の本質的価値の発信及び名勝や歌枕の地等の特別史跡と関連する歴史遺産等の認知度向上に努める。

### 3 文化観光資源としての活用

特別史跡の活用については、従来は歴史的な側面を理解してもらうことに重点を置く活用が中心であったが、文化芸術を織り交ぜた多彩な視点によるイベント等を実施し、地域資源・文化観光資源としての魅力を付加し、認知度向上につなげていく。

また、インバウンドへの対応を含め、案内、誘導機能等の充実化を促進するほか、景観への配慮を行いながら様々な媒体を活用した情報の発信及び拡散を図る。建物として最も華やかであった時期を象徴する多賀城南門が復元されたことに伴い、文化・学問・政治・生活の中心的な役割を担っていた多賀城の当時の場を感じることができイベント等を実施し、現代にいながらにして異なる時代を体現できる環境を構築することにより、史跡区域内の文化観光資源としての価値を高める。文化観光資源としての磨き上げが本市来訪者の増加に繋がり、地元経済への波及効果を生み出すような取組を支援していく。

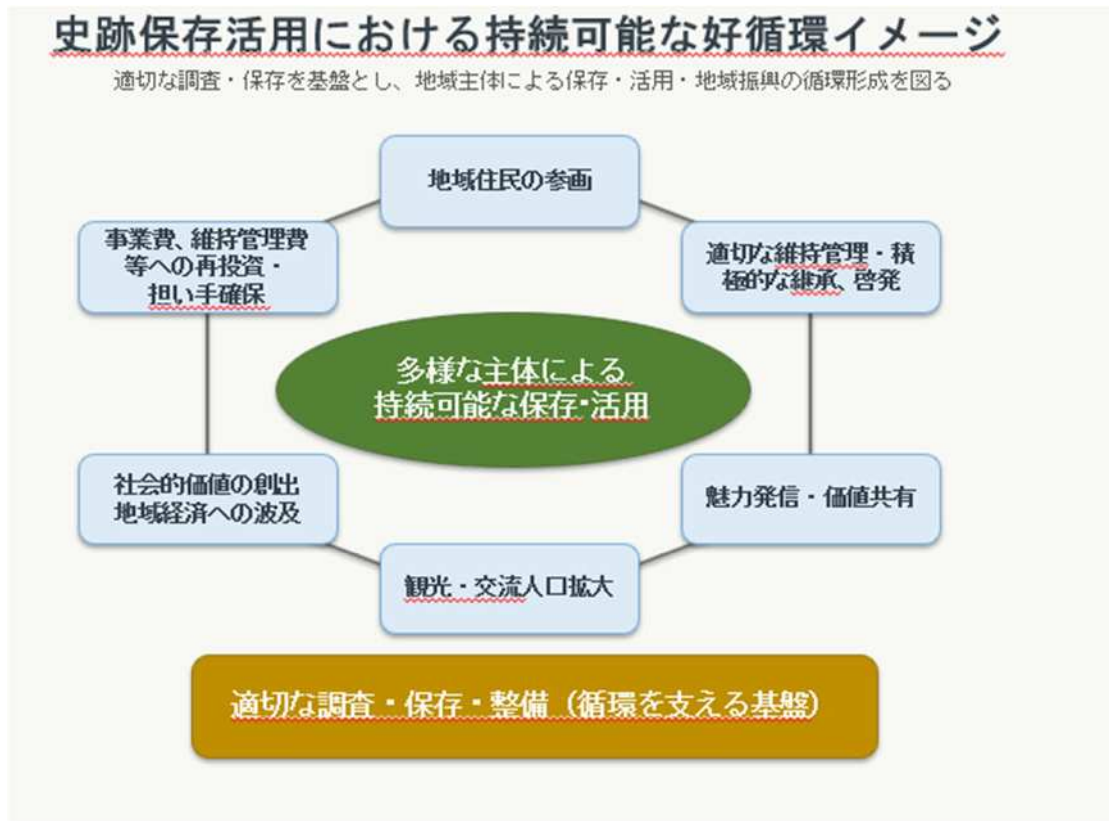
### 4 地域資源

市民の憩いの場となっている特別史跡について、市民が地域資源として主体的に活用する機運が高まっている。継続性のあるものとするためにも、地域住民が、指定地内で行われる様々なイベントに参加し、それが持続的且つ発展的に循環し、将来的に地域住民等が活用の主体となるよう、協議・協力する体制を整える。このような活用を持続させ、地域住民が地域資源として史跡を未来に継承する意識を持ち続けられるよう、地域の営みとして安心して活用できる環境整備を進めていく。

### 5 活用を支える情報公開

VR(仮想現実)やAR(拡張現実)等を用いた公開を実施する等、年代を問わず興味を持てる形で伝えるための活用を促進する

図49 持続的な活用イメージ



## 第9章 整備の方向性と方法

### 第1節 整備の方向性

#### 1 保存・保全のための整備

古代の遺構・遺物を確実に保護するための整備を実施し、特別史跡の本質的価値を未来へ継承する。多賀城跡では、丘陵縁辺の沢状の地形を取込んだ起伏に富む地形となっており、この自然地形そのものが、城柵と国府が併せ置かれた多賀城の歴史的意義を構成する重要な要素の一つとなっている。

したがって、遺構・遺物の保護のみならず、近年激甚化する気候変化や、周辺環境の影響に配慮しつつ、多賀城の特賞ある地形そのものについても、良好な状態で次世代へ継承していくこととする。

#### 2 活用のための整備

##### (1) 遺跡空間や遺構表示等の整備

本質的価値のさらなる理解と歴史的景観の向上を図るために、当時の状況を体感でき、重層的な遺構の広がりや立体的スケール感の提示を重視した、多賀城の中核である政庁地区の復元整備を推進する。あわせて、第3次保存管理計画で未完成または未着手となっている地区政庁北面地区・鴻の池地区・南門及び周辺地区(政庁南大路・南北大路を含む。）・館前遺跡)の整備を継続する。特に、南門から政庁へと至る多賀城の中核ラインを構成する政庁南大路・南北大路については、優先して整備・活用を進める。また、外郭の広がり象徴する区分として重要である南辺西地区及び南辺東地区についても、順次整備・活用を推進する。

一方、既整備地区でも老朽化の著しい作貫地区・大畑地区・六月坂地区については、遺構保護の観点および近年の調査成果を反映させた要所を捉えた再整備を検討する。

中長期的な方向性としては、多賀城の外郭線や、城内の官衙地区、さらには廃寺跡等においても、発掘調査や公有化の進展を踏まえ、遺構の構造や配置が解明された地区を対象に、遺構の顕在化を通じた歴史景観の再生を目指す。

##### (2) 解説・学習施設

調査研究の成果等を視覚的に伝えるため、整備計画に基づき遺構表示等に併せて説明板・野外模型等を設置するとともに、老朽化した施設の更新、研究成果に応じた施設の整備を行う。整備にあたっては、既存のサイン計画を基本とする。また、デジタル技術を積極的に導入することで、情報の多層化と時代のニーズに即した多角的な解説・学習環境の構築を目指す。

### (3) 見学環境

多様な人に特別史跡の魅力や重要性を理解してもらうことは、史跡を未来へ継承していく上で極めて重要である。特に多賀城跡では、広大な指定地内に広範囲に整備地が所在していることから、第3次保存管理計画及び整備基本計画では、歩行が困難な来訪者や、短時間での見学者のために、様々な公共交通手段による整備区域への移動や乗降可能な駐車スペースについても、見学者への配慮として整備してきた。本計画においてもこの方針を踏襲し、各整備箇所を拠点として安全かつ円滑に周遊できるネットワークを構築する見学動線や便益施設を計画的に整備し、安全安心に見学できる環境を整える。

## 3 管理運営のための整備

特別史跡の広大な指定地を適切に維持管理するため、必要な施設の整備を推進する。

老朽化した現在の管理事務所については、単なる作業拠点に留まらず、政庁地区の復元整備等と連動し、来訪者の利便性向上や地域活動を支える複合的な機能(休憩・情報発信・集会等)を備えた拠点施設としての再整備を検討する。

また、管理用道路については、維持管理車両の円滑な走行と、歩行者および一般交通の安全確保を両立させるネットワークを構築し、史跡の保護と地域生活が調和する環境を整える。

さらに、今後の整備事業の進展や公有化の拡大に伴い、維持管理の対象範囲が広がることを見据え、必要に応じて新たな管理施設の設置を検討し、広域な史跡を安定的かつ持続的に管理できる基盤を整えていく。

## 第2節 整備の方法

ここで示す整備の方法の具体的内容については、宮城県教育委員会が策定する「整備基本計画」の策定段階や、整備事業の実施主体において策定する実施計画の策定段階において詳細を検討することとする。

### 1 保存・保全のための整備

その際、周辺地形との調和を図り、地形の改変が最小限となるよう配慮する。未整備地区においても同様であり、発掘調査で確認された遺構・遺物を盛土等により適切に保存する。

また、地表に現れている築地堀跡や建物跡の礎石などについては、遺構の状態を継続的に観察し、必要に応じて養生や保存処理等の適切な保存の措置を講じる。

自然地形については、近年多発する自然災害により、土砂の崩落などが確認されている箇所では、土嚢で養生する等の対症療法で対応しているが、被害の状況と遺構等へ与える影響を勘案して、対応方法の検討を重ねていく必要がある。樹木の根系が地下遺構に影響を及ぼしている箇所については、

緊急度に応じて、計画的な伐採や根系の成長抑制等により、遺構の保存環境を維持する。

相続により空き家となっている住宅及びその土地については、相続人に対し適切な管理を行うよう勧奨し、竹、樹木、雑草等については来訪者への危険性が発生しないよう保全していく。

## 2 活用のための整備

### (1) 遺跡空間や遺構表示等の整備

#### ア 政庁地区の復元整備

古代東北の政治・文化の中核であった多賀城の中核空間を可視化し、その歴史的・学術的価値を広く発信するとともに、教育・学習の深化や文化観光の振興、郷土への誇りの醸成を図り、さらには創建1300年記念事業で高まった市民意識を継承して史跡全体の持続的な活用と地域活性化を推進する拠点形成を目指すため、政庁の復元整備の実現に向けて検討を進める。

復元整備にあたっては、奈良時代第Ⅱ期の政庁空間を対象に、正殿をはじめとする主要な建物群や石敷広場等を一体的に表現する。地下遺構の確実な保護を最優先とし、必要な盛土を施した上で、伝統的材料・工法を基本としつつ、安全性や耐久性を考慮し現代技術を適切に併用する。

本事業は長期にわたるため段階的に実施するものとし、有識者による検討や文化庁協議を経て学術的妥当性を確保する。また、工事過程を積極的に公開し、整備プロセス自体を学習・観光資源として活用する。

復元後は、古代の統治空間を体感できる「空間展示」を核とし、誰もが安全・快適に利用できる環境を整備する。当時の状況の体験などの体験学習や市民参加型行事の実施により、史跡を「学びと交流を創出する場」へと発展させ、多賀城跡の魅力向上と地域発展につなげていく。

#### イ 第3次保存管理計画において未着手となっている箇所を整備促進

多賀城跡を最も象徴する遺構の一つである政庁南大路と南北大路の一体的な整備に向け、優先的に取り組んでいく。

政庁南大路及び南北大路は、市道新田浮島線及び水入線により分断され、連続性のある一体的な整備が未着手の箇所がある。このように市道に分断されている状況は、歴史的景観の再現を妨げるだけでなく、見学者が市道を横断することを余儀なくさせており、安全な見学環境の確保という点においても課題となっている。

特別史跡内を横断する当該市道は、生活用道路としても利用されている。特別史跡内への影響を最小限に抑え、将来にわたり適切に継承していくためには、当該市道の一部について自動車の通過交通の機能の制限を行うことが必要である。

自動車の通過交通の機能の制限に伴い、従来当該市道を通行していた車両に対する交通体系の検討が必要である。

特別史跡への影響が極力少なく、築き上げてきた特別史跡の周辺環境にも配慮した、特別史跡内の整備拠点を繋ぐ「連絡園路」としての機能を兼ねた動線の在り方について検討を行う。

そのうえで、政庁南大路と南北大路の一体的整備については、盛土等による地形復元を行い往時の姿を再現することで、S地区の本質的価値のさらなる理解促進を図られる。これにより、市道により分断されていた南門地区から政庁地区への周遊性が向上するとともに、車両の侵入が抑制されることで、安全な見学動線の確保にも繋がるものである。

そのほか、政庁南面地区(鴻の池)、政庁北面地区(北端部)、館前遺跡については、整備手法や着手時期などについて定めていく。

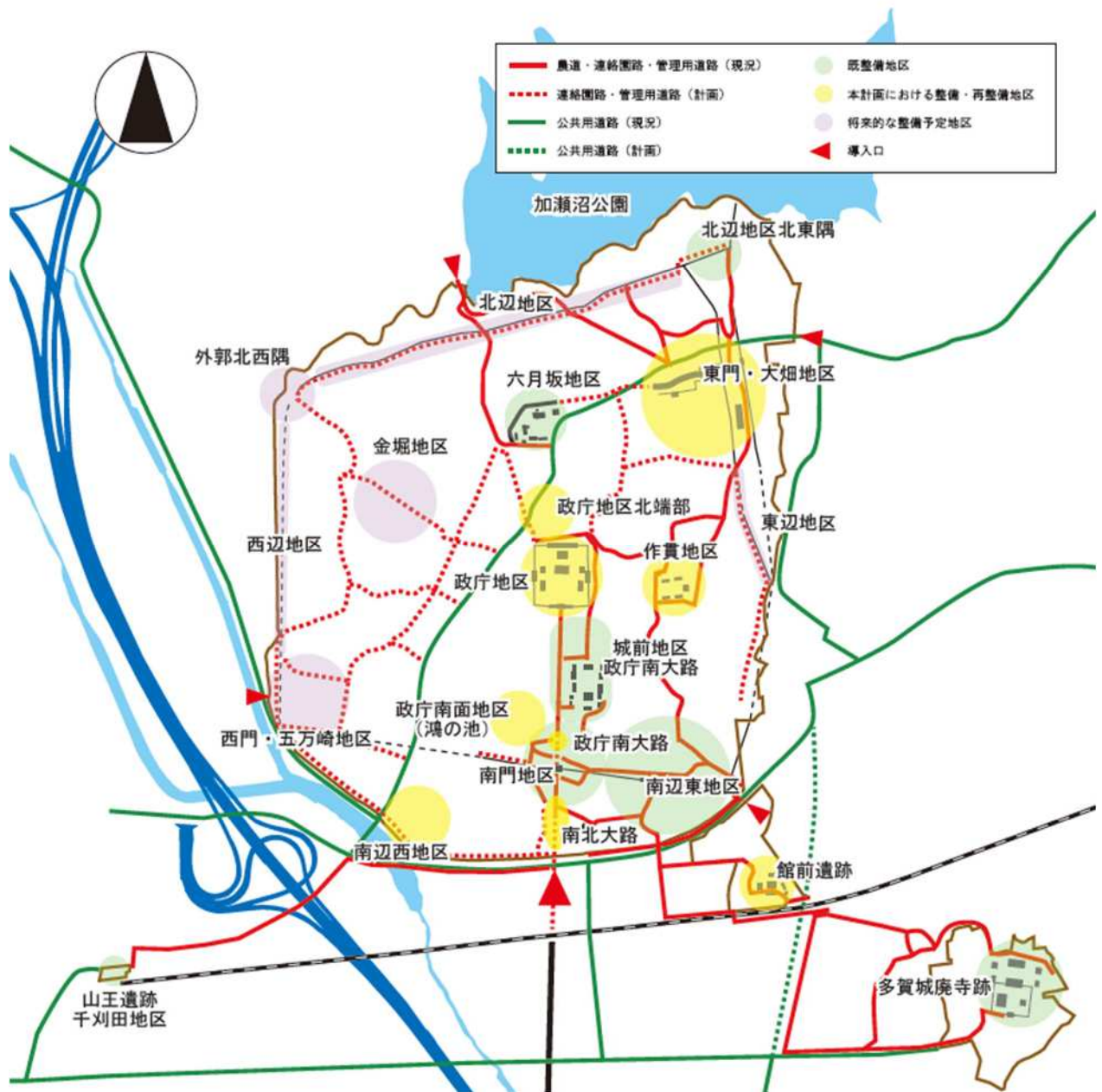


図50 整備計画概念図

### ● 鴻の池地区整備方針

- ・現段階では中央部付近に滞水する湿地を再現するとともに、周囲を湿性植物で修景し湿地環境を表現する計画とする。
- ・政庁南大路西側に第Ⅰ期の材木堀跡に設けられた通路を復元し、園路として利用する。

### ● 政庁北面地区整備方針

- ・政庁地区の後背地としてふさわしい修景を行う。
- ・管理事務所に併設する既存駐車場は大型バスの侵入が困難なため、旧塩竈街道沿いに大型バスの乗降にも利用可能な広場を設置する。
- ・また、当該広場には案内休息施設を設置し、ボランティアガイドの拠点、バスの待合や雨天時の避難場所等、来訪者の利便性向上にも配慮する。
- ・政庁北方地区では、小規模な休憩案内施設を整備する。施設には、史跡全体を紹介する説明板・総合案内板を設置し、団体来訪者への対応や管理運営に利用できる多目的広場を併設する。

### ● 館前地区整備方針

- ・建物跡の平面表示による整備を行うとともに、そのうちの一枚については案内休息機能を持たせた復元的な施設とする。
- ・当該地は南門復元建物が遠望できる立地を有する事から、多賀城跡全体の案内板を設置する等の情報提供を行う。
- ・国司館建物群の表示：国司館と考えられる第Ⅲ期の建物群を表示する。
- ・説明板等の設置：国府多賀城駅からの来訪者に供するものとして、史跡全体を紹介する総合案内板、説明板、誘導標識等を設置する。
- ・連絡園路の設置：国府多賀城駅・館前地区・中央公園・南辺東地区を繋ぐ園路を整備する。
- ・整備地及び周辺の植栽・修景

### ウ C1湿地環境保全地区の整備促進

C1湿地環境保全地区(以下「C1地区という」。)のうち、多賀城南辺西地区は歴史的景観が向上しているS地区に隣接し、政庁から南門に至る中枢部の全容を眺望できる唯一の地点であることから、S地区で優先的に取り組む政庁南大路と南北大路の一体的な整備と連動した、当該地区の整備促進が必要である。整備を進めるうえで重要となる本地区の主な歴史的な特性としては、以下の3つがあげられる。

- ・城柵としての多賀城を象徴する、約1kmにも及ぶ外郭南辺築地堀が北側にあり、その視認性に最も適していること

- ・丘陵部と低地(湿地)を取り込む多賀城の地形的特徴が見て取れること
- ・多賀城跡に隣接し、湿地を含みつつ城外に形成されたまち並みの中にあることから、「国府」と「国府城」の関連性を説明するのに適した地区であること

C1地区については古代の湿地域を含んでおり、材木堀などの木質系の遺構や木製品等が良好に遺存することから、湿地環境の保全を前提とする。一方、上記①・②の特性を活かし、多賀城南面の様子を体感できるビューポイントや新たな周遊ルートの整備を行うとともに、③の特性よりまち並みの様子(方格子割(道路)や運河、建物跡等)を可視化する遺構展示整備や園地的整備を推進することで、特別史跡の本質的価値及び総合的な理解促進を図っていく。さらに、S地区とともに積極的な活用を図るための動線計画や管理用道路・便益施設等のあり方、史跡を活用するための駐車スペースの整備等についても整理する。

一方、多賀城南辺東地区については、東辺築地堀や材木堀が所在していることから、これらを見学者に効果的に理解してもらうための整備について検討する。

また、あやめ園を中心とし園地的整備が整っており、すでに観光及びレクリエーションの場として積極的な活用が図られていることから、西地区の整備が進展することにより南面地区全体の理解促進の向上が期待できる。

## エ 老朽化した既整備箇所の再整備検討

作貫地区・大畑地区・六月坂地区等の既整備箇所については、保存環境や活用状況を踏まえ、必要性の高い地区から、再整備・更新を検討する。まずは、中世の遺構である空堀の遺構面の劣化が進行中である作貫地区の整備を優先する。具体的な整備及び保全の方針・手法については個別の実施計画の策定において検討していく。

### ● 作貫地区整備方針

- ・中世空堀の埋め戻し:露出展示してきた空堀の遺構表面を養生した上で埋め戻し、覆屋は休憩施設等としての再生を図る。また、空堀の存在を紹介する説明板等を改めて設置する。
- ・連絡園路の改修:管理用車両の通行が可能となるよう改修を行う。
- ・説明板等の修理:劣化が進行した説明板等を修理し、西側のスギ林中のものは設置意義を再検討した上で改修等を検討する。
- ・既存林の修景:北側入口から東側にかけては、樹木の成長により閉鎖的な雰囲気があるため、間伐や除伐によって来訪者が快適に散策できるよう修景する。

## (2) 解説・学習施設

新たに整備する地区においては、当該地区の歴史的意義等を分かりやすく伝える解説・学習施設を新設する。史跡内にある説明板・案内板等については、その現状を調査し、老朽化したものを把握した上で、重複する内容のものを精査・統合し、特別史跡の景観に配慮した必要最小限の設置にとどめるよう考慮する。また、内容についても、最新の発掘調査結果や学術的知見に基づき、解説文や図版を適宜更新する。

近年のインバウンド需要に応じた観光案内強化のため、積極的に多言語化を推進するとともに、二次元コードなどのデジタル技術を活用した史跡案内等の新たなデジタル基盤整備を推進する。なお、これらデジタル活用を支えるインフラとして、必要に応じて史跡内における野外Wi-Fi等の導入についても検討を進める。

### (3) 見学環境の整備

見学者の安全と利便性を確保するための見学環境の整備が重要である。整備地区内及び各整備地区を拠点とし、各拠点を結ぶ動線の整備については、第3次保存管理計画及び整備基本計画の方向性を継続し、整備促進を図る。

#### ・周遊動線の形成と安全対策

南門地区から多賀城碑、政庁南大路を経て政庁地区に至る動線は、多賀城跡の空間構成を体感できる重要な見学ルートとなっていることから、南北大路および政庁南大路を歩行者動線の基軸として整備し、現在市道により分断されている区間の連続性を確保する。史跡内を通過する車両動線については、地域住民の生活環境に配慮しつつ、将来的には代替路への転換や付け替えを含めた検討を行い、歩車分離による安全な見学ルートを確立する。

新たに整備推進を図る南辺西地区においては、一体整備を行う南門から政庁周辺の眺望できる見学動線及び拠点の確保と安全対策のための誘導路の調整を実施する。

#### ・多様な来訪形態への対応

国府多賀城駅等の公共交通拠点からの導入を円滑化するとともに、移動困難者や短時間利用者にも配慮し、各整備地区近傍への適切な乗降・駐車スペースの確保を検討する。また、新たに整備を行う南辺西地区等では、南門や政庁周辺の眺望景観を最大限に享受できる動線を確保する。

#### ・気候変動・自然災害への適応と便益施設の拡充

夏季の熱中症リスクを低減するため、東屋やベンチの増設、緑陰の確保などの整備を行う。休憩施設の整備に当たっては、ミスト設備や冷房機能付きの休憩施設などの導入を検討する。トイレや飲用水供給拠点についても、見学動線上の適切な箇所に配置・更新する。

## ・周辺開発との整合と連携

館前遺跡近傍で計画されている都市計画道路(多賀城跡仙台港線)については、避難道路としての機能や観光拠点からの誘客効果を考慮しつつ、特別史跡の景観や環境への影響を最小限に留めるよう、関係機関と緊密に調整を図る。

## 3 管理運営のための整備

### (1) 管理棟・倉庫

多賀城跡北側の既設の管理事務所及び倉庫については、特別史跡の維持管理の拠点としてはもとより、政庁地区の復元整備と合わせ、水分補給やトイレ、休憩等の便益機能を併せ持つ、多賀城跡見学の拠点施設となれるよう、動線を含めて整備計画を検討する。なお、当該施設は地区の集会所の一部を利用している経緯もあるため、施設の機能面においてあわせて検討を行う。

また、定期的な点検、修理・補修、清掃、防災(消火、救急)活動を行うための管理用道路だが、多賀城跡では、既存の生活用道路や農道を利用したものも多い。指定地内各地への動線としては有効であるが、十分な幅員の確保が困難な狭隘な箇所や、整備が行き届かず立ち入ることが困難な箇所もあることから、危険性の排除については、必要性の高い順に計画的に取り組む。

### (2) 管理用道路

維持管理用車両や緊急車両が整備地区にアプローチできるよう、管理用動線を設定する。その際、狭隘な既存農道を管理用道路として利用することも想定し、維持管理車両の通行に支障がある箇所の路面改修や拡幅を検討する。

### (3) その他の管理施設

史跡の公有化や整備地区の拡大にあわせ、遺構の保護および見学者の安全確保のための管理施設を順次整備していく。具体的には、車両の不法進入や、見学者の立ち入りを制限するための安全柵の他、夜間の安全や防犯に配慮した照明灯、史跡指定地であることを示す標識や注意喚起看板などを、地区の特性や整備状況に応じて適切に設置する。

また、既設の施設については経年劣化や破損状況を定期的に点検し、計画的な修繕・更新を行うことで、管理機能の維持を図る。設置にあたっては、特別史跡の歴史的景観を阻害しないよう、素材や色彩、意匠に十分配慮する。

市川地区集会所等の地域活動に伴う駐車需要に対し、歩行者の安全や史跡への影響を十分に検証した上で、必要最小限の駐車スペースの確保や動線の整理を検討し、史跡の保護と地域コミュニティ活動の共生を図る。